

## 石田地区公園清掃管理業務 仕様書

| 名 称   | 除草作業・剪定作業<br>回数等(月)・従事人数   | ゴ ミ 収 集  |
|-------|--|--|
| ①万葉公園 | 除草:年4回<br>(5月・7月・9月・3月)<br>作業員:4人<br>剪定:年1回随時<br>作業員:3人<br>毛虫の駆除:年1回適時<br>作業員:2人   | 週1回 作業員:1/8人<br>※水道配水池周辺を含む<br>※毛虫の駆除は、バーナーまたは噴霧処理 |
| ②久喜公園 | 除草:年2回<br>(7月～8月・12月)<br>作業員:3人<br>植栽剪定:年2回<br>(7月～8月・12月)<br>作業員:2人<br>施肥:年2回<br>(7月～8月・12月剪定・除草時)<br>作業員:2人<br>薬剤散布:年2回<br>(7月～8月・12月)<br>作業員:2人 | —  |

### 【留意事項】

- ①拾ったカン・ビンは、汚れ(土砂等)を落として、処理場に持ち込むこと。
- ②市が作成した「清掃管理業務報告書」を、翌月5日までに提出すること。  
 なお、3月分に関しては3月中に提出すること。
- ③除草作業・剪定作業については、作業前と作業後の写真を撮り、報告書に添付し提出すること。
- ④当該業務において市が負担する費用は、ゴミ袋代とゴミ処理費のみとする。
- ⑤委託料の支払いについては、契約額を12で除した額を、毎月払い等分割することができる。
- ⑥公園等の異変(施設の故障、器物損壊等)に気づいた場合は、直ちに市に報告すること。
- ⑦清掃に関する苦情等が相継ぎ、市が清掃管理の不履行を確認した場合は、委託契約の解除をすることができる。

- ⑧漂着物は受注者の土地、又は、発注者が指定する場所に一時保管し処分するものとする。
- ⑨発注者は受注者に対し除草作業等の日程について変更等を要望してよいものとする。  
ただし、受注者にやむを得ない理由がある場合は、日程変更等の要望を断ることができる。
- ⑩台風等の災害により通常と異なる対応をしなければならない場合は、受注者は発注者に対し作業内容を伝達し、発生しうる作業費は日数調整等で行うものとする。ただし、発注者が認める場合は、日程調整等ではなく別途作業費を払うものとする。
- ⑪年度当初又は年度前に、発注者及び受注者で現場確認を行い業務範囲等の確認を行うこととする。
- ⑫受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、予期し得ぬ事態により受注者で対応できない業務が発生した場合に限り、あらかじめ発注者の承諾を得ることで業務の一部を委託することができるものとする。